

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）に対する意見公募の結果について

令和6年9月25日
原子力規制委員会

1. 概要

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和6年7月18日から同年8月22日まで

対 象：

- 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：3件¹

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

別紙

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部を改正する規程（案）に関する提出意見及び考え方

令和6年9月25日

ガイドの記載に対する意見		
No.	提出意見	考え方
1	新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するものの法令等の等は何？ 法令の解釈やガイドを指す？ もし法令の解釈やガイドを指すで合ってるなら、法令等の解釈・適用と混同させない？ 違うなら表現の誤植を招かないように分けたらどう？	➤ 御指摘の部分の「法令等」は、発電用原子炉施設に関する型式証明の場合であれば、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号口の審査基準及び同号ハの処分基準並びに原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を総称しています。 ➤ 運用ガイドに記載している「法令等の解釈・適用に関する事実関係」における「解釈」とは、その文脈において一般的な用語として用いているものであり、例えば、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号）や、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管 P 発第 1306192 号）といった、規則の解釈を意味するものではありません。 ➤ したがって、御指摘の「解釈」についての意味が混同されることはないと考えますので、原案のとおりとします。
2	無停電電源装置と電力貯蔵装置の違いは？ 電力貯蔵装置な型式が取れるなら発電所に設置する時には手続き簡素化される？	➤ 無停電電源装置は、整流器やインバータ等の電気回路と蓄電池の組み合わせで構成されるもので、安全上重要な機器に一定時間電気を供給する装置を指します。一方、電力貯蔵装置は蓄電池そのものを指します。 ➤ また、御質問の電力貯蔵装置及び無停電電源装置は、いずれも型式制度が対象とする機器類に含まれており、いずれの機器類においても、型式証明又は型式指定を受けた機器類は、当該証明又は指定を受けた範囲において、許認可の審査の一部を省略することができ、手続きが簡素化されます。

その他関連する意見		
No.	提出意見	考え方
1	意見募集期間は正しい？ 同日の別のパブコメと開始日が同じ、どちらも 36 日間なのに終了日が違う。	➤ 正しいです。御指摘の「同日の別のパブコメ」とは「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集について（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）」と推察されますが、この意見募集の期間は 37 日間であったため終了日が異なります。